	質 問	お答え
ı	令和6年度から各校に配置する決定に変更はないという 理解でよろしいですか。	現時点において、令和6年度から西東京市立小・中学校全校で特別支援教室の小集団指導を実施する予定で準備を進めております。
2	2024年度(令和6年度)から西東京市の小学校全てに S教室が設置されると聞いているが本当ですか。	
3	引き続き今の拠点校に通いたい場合、支援の必要があれば卒業まで拠点校に通うことは可能でしょうか?	今年度特別支援教室S教室・中学S教室を利用している方が来年度も指導を継続することとなった場合に、引き続き現在の拠点校の場所に通いたいという希望があれば、そのご意向を大切にして対応してまいります。東京都の特別支援教室運営ガイドラインでは、指導期間は原則としてI年間、連続して指導を受けられるのは最長2年間となっておりますが、指導期間については一人ひとりの状況をみながら在籍校や巡回指導教員、保護者の方と丁寧に相談しながら決めていきます。
4	在籍校に特別支援教室(S教室)が常設されましたが、本人の心理面に配慮しこれまで通り通級しておりました。 来年度からは一切の通級が不可能になってしまうのでしょうか。	令和6年度以降は原則として在籍校で特別支援教室の指導を受けることとなります。現在、S教室・中学S教室を利用中の保護者の方には、来年度も特別支援教室に通うとした場合の通室先意向調査を行う予定です。現在お通いの拠点校の場所を希望する場合はその意向を大切にしていきます。
5	来年度の自校のS教室利用予定者の人数等を確認してから自校で受けるか拠点校で受けるか決めることはできますか?	令和6年度以降は原則として在籍校で特別支援教室の指導を受けることとなります。現在、S教室・中学S教室を利用中の保護者の方には、来年度も特別支援教室に通うとした場合の通室先意向調査を行う予定です。詳細は改めてお知らせさせていただきます。
6	特別支援学級から特別支援教室を利用する場合は、どのような手続きをいつまでに行う必要がありますか?	特別支援学級に入級した場合は、特別支援学級のカリキュラムの中できめ細かに網羅して指導を進めていくため、特別支援教室を利用することは出来ません。特別支援教室の指導を一定期間受けた上で、学校や保護者の方との合意形成の元、就学支援委員会で特別支援学級で指導を受けることがより適しているという判定が出た場合は、特別支援学級に移行することは可能です。就学支援委員会は、年間に一定の回数開催されており、審議にかかるためには各回のメ切日までに申込み手続きをして頂きます。
7	特別支援学級は1年~6年まで継続して通う事が可能 なのでしょうか。	特別支援学級は就学支援委員会での入級判定を経て入級が決まり、学籍を特別支援学級に置いて通う「固定制」学級であり、基本的には入学したら最終学年まで通うものとなります。 特別支援教室は、通常の学級に学籍を置いたまま、在籍学級の授業時程の一部の時間に特別支援教室の指導を受けるものです。 特別支援教室の指導期間は、原則 年間になりますが、一人ひとりの課題や目標への到達状況に応じて指導期間を決めていきます。

	質 問	お答え
8	特別支援教室に通うことで生じるデメリットが知りたいです。また、そこに関してのフォローなどもお聞きしたいです。	特別支援教室は週に1回程度、在籍学級の授業時程の一部の時間に特別支援教室の指導を受けることになります。一般的な心配事として、特別支援教室の利用期間中は在籍学級の授業の一部が受けられなくなることや、特別支援教室を利用することについて周りからの見られ方が気になるというお声を聞いております。受けられなかった在籍学級の授業について、学級担任始め学校から可能な限りフォローをしております。また、特別支援教室の内容や趣旨について、学校全体で理解啓発を図ったり学級担任からクラスメートに声掛けをしていく等、お子さんが特別支援教室を不安なく通うことが出来るよう努めて取り組んでおります。
9	来年度中学生になり、特別支援教室の利用を予定しています。特別支援教室の指導日には、在籍学級での学習が抜けますが、そのフォローはやはり自宅で行うことになるのでしょうか。中学校は学習内容、進度が小学校より上がると思うので、学習面で遅れをとってしまわないか心配しています。	受けられなかった授業についてのご心配やフォローについては重要な事柄と捉えています。前提としては、特別支援教室の指導は、在籍学級での授業やコミュニケーションについて有意義・円滑に行えるようになるために受ける学びであり、まず、特別支援教室での指導期間中は特別支援教室での学びをお子さんが着実に吸収できるよう、丁寧に指導を進めているところです。 在籍学級での授業については、学級担任始め学校から可能な限りフォローしており、また、受けられない授業科目に偏りが生じないよう時間割を工夫する等対応してまいります。
10	教員が巡回すると言うことですが、S教室は、今後も同じ学年による小集団を作るのでしょうか?教員は生徒何人に1人つきますか?	各学校(在籍校)では凡そ3~5人程度のグループを組み小集団 指導を進めていきます。同学年又は年齢の近い範囲(凡そ2学年の 範囲内)で小集団を組む想定です。Iグループ3~5人の児童・生徒 に対して教員2人で指導する形を基本として考えています。小学校 と中学校では成長発達段階が異なることから指導状況に差異はご ざいます。
11	各学校で支援が受けられるとのことですが、指導頂く 先生の人数は増員されるのですか?先生一人あたりの 人数が増えて効果的でない気もしています。	特別支援教室は児童・生徒 2人に対して巡回指導教員が 人配置されております。これは東京都教育委員会の規定であり、令和6年度も今年度と同じ基準で配置されるものと考えております。実際指導に当たる教員についても、今年度と令和6年度で基本的に変わりはありません。
12	S教室利用者が学年に一人の場合は一人きりで小集団指導を受けることになるのでしょうか?	社会性やコミュニケーションについて学ぶ小集団指導は複数人でグループを組み指導を受けることが有意義です。お子さんの在籍校で同学年の児童・生徒がいない場合は年齢の近い範囲(凡そ2学年の範囲内)で小集団を組む想定です。
13	これまでは複数の小学校に通う子供が集まって指導していたと思いますが、学校ごとになると、今よりもより少人数への指導になる見込みでしょうか?また、指導の内容や先生側の体制はこれまでと変わりないのでしょうか?	各学校(在籍校)では凡そ3~5人程度のグループを組み小集団 指導を進めていきます。これまで通り、拠点校教員が体制を組み、グループ毎に、より効果的な指導が何かを重々考え、適した指導を進めていきます。

	質 問	お答え
14	今までは各クラスで少しずつ目標が違ったと思うのですが、学校ごとにすることでその辺りが曖昧になってしまわないのでしょうか?	令和6年度からの特別支援教室は、現在と同じように課題別に小 集団を組んで指導を行っていきます。
15	人数が少なくて、小集団にもならない、という可能性はないか?常に2人、とかなら意味があるかわからなくなりそう。	これまで通いの負担等から通級の利用ができなかったお子さんも 指導が受けられるようになるため、在籍校で一定程度の人数のもと 小集団指導を実施することが可能であると考えております。
16	在籍校で学べる点、大変うれしく思っていますが、各学校を拠点とする場合、小集団指導の質が落ちてしまわないか心配です。 現在、我が子は苦手とする子とあえて同グループにして学べたり、色々な子がいる中で学ばせて頂いています。 来年度、各学校で小集団指導を始める場合には、違いがなく始められるかを教えてもらえたらと思います。	令和6年度から在籍校で小集団指導が受けられるようになるに際して、これまで通り拠点校の教員が、社会性やコミュニケーションを学ぶための効果的な小集団指導グループを組み、また効果的な指導が何かを重々考え、適した指導を進めていきます。今回の改編にあたり、市立小・中学校全体が更に充実した指導体制になるよう、教育委員会と学校が連携しながら進めてまいります。
17	これまでのS教室は週に一回4時間の指導でした。 新体制で時間数は変わりますか教えてください。できれば減らさないで欲しいです。	令和6年度からの特別支援教室は児童・生徒の実態に合わせて週 I~3時間程度の指導を行うことを想定しています。これは、可能な限り多くの時間を在籍学級で有意義に過ごせるようになることや、在籍学級での授業時間を確保することを今まで以上に重視し、お子さんの自立に向けてトータル的に課題解決を図っていくことで一層、質的な充実に繋げていくものです。今後も変わらずに、これまで大切にしていた自立活動の指導といった目的・目標に向けて丁寧に指導をしていきます。
18	在籍校で受けられるのは大変ありがたいです。 もし、指導の曜日や時間などが確定していれば教えて ください。	指導の曜日や時間については、令和6年度に通室するお子さんの 人数等が決まり次第各学校でスケジュールを組んでいきます。対象 の方へ、新年度4月以降にお知らせ致します。
19	現在、拠点校で特別支援教室の指導を受けています。 2時限目だけ、とか5・6時限だけ指導を受けるといった臨機応変な対応をしていただくことはできますか。	今回の改編により、原則としてお子さんは在籍校で指導を受けます。ご質問の方は元々拠点校ということで、引き続き校内だけでの移動となります。令和6年度から市立小・中学校全域で巡回体制を改編することに伴い、指導時数等について変更がある場合もありますが、今後も在籍学級での時間割を考慮しお子さんにとって取り組みやすい指導スケジュールを設定していきます。
20	引き続き今の拠点校に通いたい場合、給食の前に在籍 校に戻ることになるのでしょうか?	令和6年度から、給食の時間は在籍学級で過ごす想定です。指導の曜日や時間については今後、通室するお子さんの人数等が決まり次第各学校でスケジュールを組んでいきます。

	質 問	お答え
21	担当の先生とのやり取りが減ることへの心配がありますが、大丈夫でしょうか。	これまで通り、担当の先生(拠点校の巡回指導教員)とは定期的な面談や連絡帳でのやり取り等、ご家庭との密な連絡体制を維持していきます。気になることがあり連絡を取りたい場合もお電話頂ければお話しできるよう致します。具体的な巡回指導曜日や連絡先等の詳細については、新年度からのお手紙等でお知らせしていきます。
22	小学校で特別支援教室を利用しており、中学校で引き 続き特別支援教室を利用することを考えています。小 学校から中学校への切り替わりでは行動観察は必要で すか。	小学校特別支援教室の利用は小学校卒業で終了となります。中学校特別支援教室の利用にあたっては「中学校就学」の機として改めて就学支援委員会の審議にかかる必要があります。
23	L教室のように、S教室も小集団かマンツーマンかの選 択肢が今後、広がる可能性はありますか?	令和6年度からはS教室・L教室という区分けはなくなります。指導の仕方についてもお子さん一人ひとりの状況に応じて個別指導と小集団指導のいずれか、もしくは組み合わせるのかを検討し、指導内容を考えていきます。
24	ADHDと学習障害(発達性読み書き障害、算数障害)の両方があるため、個別指導と小集団指導、両方の支援が必要と考えています。現在、西東京市では、L教室とS教室は併用できないと思いますが、在籍校での指導が始まるにあたり変更はありますか?また知的、精神障害に比べ、学習障害へモニタリングや支援が少なく感じています。西東京市の学習障害に対する支援体制・支援計画について、お教えください。	令和6年度からの特別支援教室はS教室・L教室で区切るのではなく、特別支援教室の指導が必要かどうかを判定委員会で決めて行きます。指導の仕方についてもお子さん一人ひとりの状況に応じて個別指導と小集団指導のいずれか、もしくは組み合わせるのかを検討し、指導内容を考えていきます。 学習障害のお子さんについても特別支援教室で支援する対象となっており、一人ずつの課題や目標を設定した上で計画的かつ丁寧に指導を進めています。
25	西東京市に在住し私立学校に在籍しています。自立活動の指導を必要とする場合、西東京市の特別支援教室の指導を受けることはできますか。もし不可の場合は、西東京市の規約等に成文化されていますか?合わせて、不可の場合は、西東京市では、特別支援教室以外の機会や場所にて、西東京市の支援を必要としている義務教育段階の子どもへの自立活動の指導を、教育的支援として行ないますか。	西東京市の特別支援教室は、都内公立小・中学校の児童・生徒を対象とした東京都の教育施策になります。私立小・中学校に通われているお子さんは、本特別支援教室の指導を受けることは出来ません。私立小・中学校に通う西東京市在住のお子さんが何らかの教育的支援等を検討したりお悩みがある場合は、西東京市教育委員会において相談をお受けしております。